

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（増田 清君） ここで報告の件があります。

局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐（須田信輔君） 朗読いたします。

平成21年12月17日。

下田市議会議長、増田 清様。

なお、発議者の敬称は略させていただきます。

発議者、下田市議会議員 沢登英信、同じく土屋誠司。

議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対する修正案。

上記の修正案を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

議長（増田 清君） ここで暫時休憩いたします。

只今より、議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

午前10時 1分休憩

午前10時 8分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第74号 中学校パソコンネットワーク機器購入契約の締結について、議第77号 南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止について、議第78号 下田市外ケ岡交流拠点施設指定管理者の指定につい

て、議第79号 下田市営農業用施設改良事業の土地改良事業計画の概要決定について、議第80号 下田市景観まちづくり条例の制定について、議第81号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第82号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第83号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第85号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第86号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上12件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称。

1) 議第78号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について。

2) 議第79号 下田市営農業用施設改良事業の土地改良事業計画の概要決定について。

3) 議第80号 下田市景観まちづくり条例の制定について。

4) 議第81号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第82号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）（本委員会付託事項）。

7) 議第85号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）。

8) 議第86号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

9) 議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

2．審査の経過。

12月15日、16日の2日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当

局より渡辺副市長、藤井健康増進課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第78号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第79号 下田市営農業用施設改良事業の土地改良事業計画の概要決定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第80号 下田市景観まちづくり条例の制定について。

決定、修正可決。

理由、条文中の字句の見直しを図るため。

ここで若干補足説明をさせていただきます。

皆様のお手元に配付しました修正案に、この修正の内容についてご説明してありますが、修正案の要点は、景観条例の第11条、市民会議の規定において「所掌する」という言葉、これが少し言葉が少し厳しいのではないかというのか、この「所掌する」という言葉の中に、市民会議がある一定の権限なり、決定権なりを持つのではないのかというふうな疑念が出されまして、そこについての委員会の慎重な審査がありました。

もともとこの条例文をつくるに当たって、市民会議の果たした役割は大きなものがありますが、それが条例文の条例成立後においても、大きな権限を持ち過ぎるおそれがあるのではないか。同じような機関である景観まちづくり審議会とのバランス上、少し市民会議のほうが内容が大き過ぎるように受け取られかねないというふうな質問、疑念がありまして、そこら辺のバランスをとり全体のバランスをとる中で、まちづくり景観審議会と同じような表現にしようというふうなことで委員会の意見がまとまりました。

そこで、「所掌する」という言葉を「市民会議は、次に掲げる事項を審議し、意見を述べることができる」というふうに修正いたしました。

以上が、修正の内容についての説明であります。

4) 議第81号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第82号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第7号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第85号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第86号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。またここで少し若干補足の説明をさせていただきます。

議第84号の一般会計補正予算の審議において、特に、共立病院特別負担金についての質疑がありまして、討論、採決のときにおきまして、この寄付金の流れの中にいろいろ不透明とは言いませんが、なかなかちょっと理解しがたいところも若干あり、それで、寄附してくれた方の下田市に対する、あるいは大久保婦久子さんに対する素直な遺志が若干薄くなっているのか、素直な表現にならなくなっているところがあるのではないのかというふうな、そのような疑念も出されまして反対意見も出たりしました。

また、賛成反対ではないですが、もっと大久保婦久子さんを顕彰するというふうな、この寄附金を使ってもっと大久保婦久子さんを顕彰する、大久保婦久子さんの功績を展示なり保存なりの中で、もっと明らかにしていくような努力が必要ではないのかというふうな意見もありました。

また、寄附金の最終的な使い道である寄附講座等々においても、それが医師の確保にどれだけ十分な役割を果たすのか等々いろいろな疑念もありましたが、とにかく下田市に寄附されました今回の3,000万円の寄附のうち2,000万円の共立病院特別負担金を、共立病院がよりよくなるために素直に受け取り、素直に使った方がよいではないかというふうな全体の委員会のとらえ方によって、採決し可決しました。

以上のような、審議がありました。今回の本委員会における審議は一つ一つかなり重要な難しい審議もありましたが、十分時間をとって慎重に審議をしたつもりであります。

以上で、委員長報告を終わります。

議長（増田 清君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 委員会審査、ご苦労さまでした。

長時間にわたる審査で、修正案が慎重な審議の結果出されたわけではありますが、何点が質問させていただきたいと思います。

まず、この修正によって、具体的に何がどう変わったのかという点であります。「所掌する」から、審議し、意見を言うことができるというふうに変ったことによって、何がどう変わったかのかがはっきりわからないので、その点をお尋ねします。

実は、この下田市の景観条例で何が一番問題なのかと言いますと、私はつけ焼き刃だったんですが、一昨日、昨日と景観法を何度も呼んだんですが、景観法の中にはまち遺産という概念はないんです。景観を守る、景観、重要建物等というのはあるけれども、まち遺産という概念は景観法にないわけです。15ほど県、市の条例を見たんですが、いずれの条例にもまち遺産という用語は出てこない。そういう概念はないんです。

景観条例の中に何ゆえをもってまち遺産なる概念を持ち込んだのか。そもそも景観法の中にはまち遺産という概念そのものはないんです。各県、市の景観条例にもまち遺産という概念はない。何ををもって景観条例の中にまち遺産という概念を持ち込んだのか、お尋ねします。

このまち遺産を持ち込むことによって、景観条例として不完全なものになってしまったわけであります。例えば、前文では「下田まち遺産の価値や景観の重要性を認識し」と、ここに一度景観という言葉が前文の中に一回だけ出てくる。前文を通して出てくるのはまち遺産がいかに大事か、まち遺産を守らなければならないということが前文で強く訴えられているわけあります。この下田市の景観まちづくり条例の手本にしたという秦野市、秦野市において前文をいささか長くなりますが、読ませていただきますと、「私たちの住むふるさと秦

野は、県内唯一の盆地を形づくる丹沢の山々、そこから発する清流と東方に広がる平地により形成される水と緑に恵まれた自然豊かなまちである。このまちの景観は、先人たちの知恵と努力により培われた歴史、文化、伝統を擁するかけがえのない市民共有の財産である。

景観とは、その地の風景であるだけでなく、そこに住む人々の有様が映し出されたものであり、私たちの日々の営みに潤いや安らぎをもたらすものである。私たちは、この景観を守り、育て、創り、次の世代へと継承する重要な責務を担っている。

そこで、市民、事業者及び本市がそれぞれの果たすべき役割を認識し、協働によって景観まちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定するものである」ということで、景観まちづくりが前面に出ているわけです。それはそうです、景観まちづくり条例ですから。しかるに、下田市の景観まちづくり条例では、「私たちのまち下田には、自然、歴史、文化及び人の暮らしに関連する貴重な資源が数多くある。その中で、市民が誇りに思い、次代へ継承していくべき、下田を象徴し、下田らしさを感じられるものが「下田まち遺産」であり、市民共有の財産となっている。

この下田まち遺産を絶やすことなく、新たに創り出し、未来に活かしていくことが、私たちのふるさと下田の魅力を高め、豊かな発展をもたらすものである」、つまり景観ではないんです。下田まち遺産を絶やすことなく、新たにつくって未来に活かしていくことがこのふるさと下田のまさしくまち遺産条例なんです。羊の皮をかぶったオオカミという言葉がありますが、景観の皮をかぶった下田まち遺産条例になってしまっているという、結びで、「そこで、下田に携わる私たちすべてが、下田まち遺産の価値や景観の重要性を認識し、協働によって下田まち遺産を活かしたまちづくりを推進するため、この条例を制定する」というように、景観条例が下田まち遺産条例にすり替わってしまったという条例になっているんですが、その点についてはいかがが審議がなされたのか、お尋ねいたします。

ご承知のように、法律、条例というものは論理によってなされているわけです。論理的につくられているわけです。芸術、文化と違って極めて理論的なものであります。その国の法律というのはその国の知性、論理的なレベルをあらわすわけで、やはり下田市の条例は下田市の知性、論理性の高さが問われるわけでありまして。論理によって構成されているから議論が成立するわけです。同じ土俵の中で論理的にどうなんだと。この論理性が論理的に完結しているはずなんです。完成されているものほど条例としてはしっかりしていると。論理だから担当者が代わろうと、時代が変わってもその論理が継承されていれば、条例、法律の解釈はずっと生き続けるわけです。普遍性を持つわけです。

ところが、この条例は前文においてまち遺産とは下田を象徴し、下田らしさが感じられるものがまち遺産だと、感性なんです。感性によって決められるということになれば、条例には全くそぐわない。感性は人によって違いますから、人が変わればいかなるものがまち遺産化かということがどんどん変わってしまう。しかも、まち遺産の認定及び登録は市民会議がやることになっている。だから、市民会議のメンバーの感性でその年々、その時々決まってしまう。これが果たして普遍的なものなのか。

条例によって、下田市の下田市が認定する、登録するまち遺産が市民会議の参加メンバーの感性によって決められると。これを条文上明記するというのが条文において不完全になる。現実の判定においては個々の持っている人の性格ですとか、その人の歴史ですとか、その人の持っている感性によって大きく左右される。これは現実としてはあるんでしょう。しかし、条例というものは、論理的につくられていなければならぬわけです。それを感性によるとなっているのは、甚だ条例としては不十分ではないかと思われるんですが、その点、委員会ではどのような審議がなされたか、お尋ねします。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） まず、今回の修正によって、この条例案の内容がどのように変わったのかということですが、基本的には変わっていません。今回の修正の意味は所掌という言葉が、市民会議のほうに所掌とする言葉があって、審議会のほうには所掌とする言葉がない。市民会議と審議会とどのように考えるのかというところで、お互いにバランスをとったほうがいいだろうということの中から、所掌という言葉は審議し、意見を述べることができるというふうな形に変えたということであって、全体の条例の内容については大きな修正はありません。

まち遺産の概念ということではありますが、ここの景観条例の一番最初に書いてあります、伊藤議員も何回も述べられました下田を象徴し、下田らしさが感じられるというふうなもの、いわゆる景観を下田においてはそのような形で、下田らしさをより表現するという中でまち遺産という言葉を使っているということでありまして、そのまち遺産の内容につきましては、都市計画案の中で十分述べられているというふうに考えております。この都市計画、大分厚いんですが、その中に下田のまち遺産は何であるのか、どのようなものであるかということに関しては、述べられてあるというふうに私は考えております。

ですから、今回の景観条例案は都市計画案と一体化したものでありまして、それぞれのお互いに下田はこのような景観をつくっていくんだというふうなことを、それを条例的に支え

ていくものが景観条例であるというふうに受け取っております。その景観計画の内容が感性的で感覚的であって、実質的、科学的ではないというふうなことでありますが、私はそのように受け取ってはおりません。

以上で、よろしいでしょうか。ほかに質問は。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） どうも全く質問の意図が余り理解されていなかったようで、あれなんですけれども、つまり中身が変わっていなかったら修正する必要はないんじゃないですか。

要は、修正というのは大変重いことで、当然、行政は中身を審議し、当然言葉がある意味で法律や条例は命ですから、その言葉というのは普通は言葉が違えばその意味が違います。どんな言葉を使ってもいいという話ではないんです。だから、所掌するということと、所掌するというのは、僕はちょっと辞典で調べたら載っていなかったんで何とも言いようがないんですけども、恐らく「所掌する」という意味と「審議し、意見を言う」というのは全く異なる言葉であり、中身も実は違うわけです。それが、委員長によれば、全く言葉を変えただけで中身は全く一緒だということになると、そもそもそんなものは修正する必要なんかではないかと、いたずらに時間を浪費するだけだという話になってしまうんで。

僕はちょっとほんのひととき審査をお聞きして、委員外委員として委員長の許可を得て発言させていただいたんですが、下田まち遺産、この認定をする、登録をするというのは一つの権力の行使なんです。つまり民間が、民間団体あるいは民間の個人があんた、これを認定するよとか、登録するよと違って、下田市という地方自治体、公共団体が認定をする、登録するというのはそれは重いわけです。それは個人がやったり民間団体がやるよりもはるかに影響力もあるし意味もあるわけです。そしてそのことによって、それを守るために予算がつけられたり何なりするわけです。それを、市民の代表者でもない、一民間人の複数者である市民会議にこれを全部預けるなんていう、こんなばかな話は初めてです。もちろん景観法にも、景観条例にもないです。

下田市には歴史的建造物というのがある。決められているわけです。しかし、あれは民間人が決めるシステムになっているというのは聞いたことがないんです。普通ないんです。それは行政がやるんです。選挙で選ばれた首長をトップとする行政のやるべき仕事なんです、下田市が認定するという作業は。それを登録するという作業は下田市が認定し、下田市が登録するんであれば、それは選挙で選ばれた首長をトップとする行政が認定し、登録しなければいけないんです。

それを普通の民間人を何人が集めたから、12名集めたから、それがそのまま下田市が認定することになると、こういうシステムがまずいんではないかという、あるいはある市民がこの建物は非常にまち遺産としてとても重要なものだから、これは認定、登録する必要があるんではないかと、こういうときに市民会議に全部諮らなければ決められないわけです。行政が決めるのは市民会議をやってきたものだけを市長は決める。だから、全部すべてのまち遺産に関することは市民会議を経過して初めてテーブルに乗ってくるわけです。そういう事前審査を何ゆえに民間人である市民会議にやらせなければならないのか。行政の責任放棄です。

それから、まち遺産の維持、保存及び創出並びに良好な景観形成の推進、これらを市民会議でやるんですから、当然これについて予算をつけるのであれば、行政は市民会議の議決を経なければ、意見を聞かなければ予算なんかつけられないんです。もし市民会議の審議を経ないで予算をつければ条例違反の可能性があるわけです、市民会議の所掌で仕事だと言っているんだから。ところが、修正案では意味は一緒だと。それは市民会議の仕事だと言っているわけです、これは。僕は意見を言うのと所掌は違うと思っていたんだけど、委員長の説明では同じだと、同じなら何のために言葉を変えるんですかと。その言葉を変えるのは、用語を変えるのは意味を変えるから使うんです。意味を変えないで、用語を変えとはどういうことですか。それは全くおかしい。その点が一つ。

それから、景観は必ずしも下田らしさだけを意味していないんです。美しい浜、それは日本国中浜はみんな一緒のようなものもあるし、里も一緒、田んぼも同じです。しかしながら、その田んぼが里山として美しい、それはやはり守らなければならないんです、景観。それが必ずしも本当に、下田らしさが人の感性だと言うから、それは下田らしいと言えはそれまでなんです。甚だ、ちょっと話は変わるけれども、僕は視察でいろいろな議会を見ました。議場を見ました。ここと同じ議場はなかったです。僕はここに下田らしさを感じるわけです。まさにこの議場は私にとってみれば下田まち遺産であると。それはどこまで共有されるかわからないけれども、私が市民会議の会長ならまち遺産に認定登録してしまうんですけれども。

だから、甚だ景観というものをまち遺産に収録することによって、景観が失われていく、つまり守られるべき景観は守られなくなってしまう。景観イコールまち遺産ではないはずで。景観というのはもっと広い。本郷富士、あそこのあの木一本一本に下田らしさがあると言えはあるんでしょう。しかし人によっては別段下田らしさは感じない。しかし、自然の美しさは感じる。その自然の美しさが一つは景観なんです。委員長が言うように、景観は下田らしさであり下田まち遺産だというのは、余りにも景観を狭くとらえ過ぎている。実は景観

法で言う景観とは、委員長が言うように、その町らしさ、まち遺産というものに限定されていないんです。余りにも狭く解釈し過ぎではないかということです。

それと、最後、私は条例は論理的に構築されるべきだということに対する答弁が聞こえなかったんで、その辺をもう一度言ってもらえますか。

議長（増田 清君） 9番、補足説明をお願いします。

9番（増田榮策君） 伊藤君の言うのももっともでございますけれども、資料の3ページを見ていただきたいんですけども、下田景観計画案の3ページを見てもらいたいんですけども、いいですか、ここに、景観の形成を進めるために大切なこととして、図表になっていきますけれども、下田まち遺産としては、象徴、下田らしさ、誇り、継承として、自然、歴史、文化、暮らしというのがあります。

次のページを見ていただきますと、ここにちゃんと明記してあります。自然、下田ならではの美しい自然環境、青い海、白い砂浜、変化に富んだ海岸、里山、田園、川の流れ、豊かな温泉、四季を彩る樹木、花、野生の生き物、歴史においては、幕末から開国、近代へ移行していく下田の繁栄と暮らしぶりを今に伝える建造物、それらが集合したまちなみ、それから開国にまつわる歴史的な舞台を演出した場所や歴史的な資料館、それから右のほうにいきますと、人の暮らし、海や山の自然や歴史とも歩み受け継がれた人の暮らし、山の幸、海の幸、それから観光地として培われた主なもてなしや自然活動になっているもの、下田らしさを受け継ぐ新しい建物、下田の活力に富んだ石材業、漁業、農業、観光などの地場産業、それから文化、これは歴史の地域に根づいた祭り、行事、伝統芸能、職人芸、歴史、文化に裏づけられた各種の祭り、それから伝統芸能や職人の芸、祭りやイベント、歴史、文化、これがまちづくりの基本になる概念であります。

以上です。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 字句修正のことについてなんですが、所掌という意味が、法令によって、ある事務が特定の機関の職務に属するものと定められている。この言葉があたかも市民会議が独立した機関であるかのような、あるいは独立した権限を持っているかのような、そういうふうな、極論すればそのようなとらえ方をされて、ちょっと言葉が強過ぎるのではないかというふうな疑念が出されましたので、それで、市民会議の役割というのは11条に書いてあります内容なんですが、それは市から独立した機関でも何でもないので、市民会議のメンバーも市長が委嘱するわけですし、市の景観法に基づいてこういう

ふうな審議をしてくださいというふうなことです。そういうふうなことの市との関連性の中で、所掌という言葉がもしそういうふうに独立したような、独立して権限を持っているような、そういうふうにとらえられるのであれば、ちょっと変えた方がいいのかなと。それで同じような役割を持つ審議会と同じような表現にしましょうというふうなことを委員会のほうとしては協議しました。それで字句修正をしたというふうなことです。

下田のまち遺産の内容については、増田榮策議員が答えられたので、それでよいかと思えます。先ほども言いましたが、景観条例は下田市景観計画と一体のものでありますので、景観計画に基づいて、それでそれを実現するために景観条例を使っていくというふうなことであります。そういう補完関係の中でやっていくことでありまして、これが科学的であるのか、感性的であるのかというふうなお答えは私にはできません。

議長（増田 清君） 3番、3回目です。

3番（伊藤英雄君） 今、9番の補足説明によって明らかになったわけなんでありますが、職人芸、祭り、景観なんでしょうか。つまり景観法で言う景観、これは私が言うより、国のほうにお尋ねしたほうがいいんでしょうが、恐らく、伝統文化、職人芸、こういったものは、景観法で言うところの景観には入っていないと考えるのが一般的だろうと思います。つまり、この条例が景観まちづくり条例といいながら、下田の歴史、文化、伝統を守っていく条例、つまり羊頭狗肉で看板と中身が違う。

僕は両方必要だと思うんです。景観条例は景観で……。

議長、何か発言を妨害する発言が多いんですけれども、ご注意をお願いします。

議長（増田 清君） ご静粛をお願いします。

3番（伊藤英雄君） 景観条例は景観条例としてしっかりつくらなければいけないんです。それはやはり景観法に基づいて景観条例をつくらなければいけない。一方、下田の文化、伝統、まち遺産、これも守らなければいけない。しかしそれは、それぞれ別に必要なんです。ごった煮にすることによって、失われてしまうものがあるんです。

今の委員長答弁、9番の補足説明によって、この下田市景観まちづくり条例が、実は景観まちづくり条例という名を変えた下田市まち遺産、いわゆる文化、伝統を含めたまち遺産条例になっている。そのことによって、この条例がまち遺産を守るのも、景観を守る、どちらの観点からも非常に中途半端な不十分な条例になっていると言わざるを得ないと。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 景観について、下田まち遺産について、榮策議員から

補足説明がありました。

私も補足説明しますと、私は何度も申し上げていますが、景観というのは建物がそこにある建物としてあるわけではありません。そこに人が住んで建物があります。漁村景観、そこで漁業がなされていて漁村の景観が成り立っております。まちの商店街でもそこで商業が営まれていて、そのまちなみが形成されております。人がそこで生活を営んでいてそこに景観が生まれてきます。ですから、景観とそのような伝統、文化が全く別物だということではありません。農村は農村で農業を営まれているから、田んぼがあって畑があってそういうふうな景観ができています。そのような景観を守りましょうというようなことで、より下田らしい景観をつくりましょうというようなことでありますので、それは生活と表裏一体のことです。何らここの表現が景観と乖離しているというふうな解釈はいたしていません。

以上です。

議長（増田 清君） 9番、補足説明をお願いします。

9番（増田榮策君） 伊藤議員は御存じのように、人の暮らしというこの集積が下田のまちにあって初めて景観をつくることなんです。例えば、伝統、文化である例えば報本寺の幡廻し、これは一つの民俗芸能ですけども、これがあって報本寺があると。報本寺にはやはりいろいろなしだれ桜やほかの文化財になっている木もあります。おがたまの木だったか何だかの木もあります。そういったものを形成している。だから人の営みがあって初めてその土地のよさを集積したものがあつた。それが下田のまち遺産という概念です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 3回目でもう終わりにします。

1番。

1番（沢登英信君） まさに、私も伊藤さんと同じように、これはまち遺産条例であつて景観条例ではないと、こういう思いが強くするわけでありまして。

それで、そういう意味では、3年間かけて検討してきました下田市景観計画とここで使っている概念と条例で使っている概念が全く違つたと、こう言わざるを得ないと思うわけなんです。そういうことで言いますと、具体的に下田市の景観を害している現状は何かと、こういう分析がなければならぬと思うわけなんです。ただ守つていくだけではなくて、つくるということを言っているわけですから、現在の下田市の景観を害している実態とはどこにあるのかと、

こういう議論がなされたかなされないのかと、第1点、お尋ねをしたいと。

この条例が前文を持っていると。大変余り見なれない、ある意味では前文があるということは大変重要な条例であると、こういう意思を表明しているわけです。一般のほかの条例を見ていただいても結構ですが、前文を持っている条例なんか無いというのがほとんどだと思います。私の解釈によれば、これは水源の保存条例であるとか、建築基準法であるとか、あるいは国立公園法であるとか、水道法であるとか、まちづくりに下田の歴史的建造物の保存条例とか、そういうものにすべてかかわる条例だと。大切な条例だと、こういう意味合いがここに込められているんだと思うわけです。

そうしますと、建築基準法や国立公園法や歴史的建造物にかかわるような他の条例、法令との関連がどうなっているのかと、こういう議論は当然しなければならないと思うわけです。そういう議論がどのようにされてきたのか。問題点がどこにあるのか、ないのか、明らかにしていただきたい。

それから、届け出の制限ということで、基準をここで設けています。これらの基準がどういう根拠でどのように定められたのかと。そしてこの基準でよしとしたのかという点をお尋ねをしたいと思います。

それから、景観法及びこの計画の中でうたわれております景観資源、あるいは眺望権、あるいは生活美観、これらのものが花いっぱい運動や等々、まちなかでもやられていると思いますが、それらのものがこの計画の中にどう生かされているのかと。生かされていないのではないかと、まさにまちづくり遺産というような形で歴史的建造物保存条例に当たるような部分のみが強調されて、本来あるべき眺望権等々をどう守るかという内容が全く欠落していると、こういうぐあいに思うわけですが、そこら辺の議論はどのようにされたのかと。

下田の大変、下田百景とも言っているような状況が、それぞれの景観を守る景観があると思いますが、それらの景観がこの条例のどこに規定されて、どのような方向づけがされようとしているのか、そういう議論をされたのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、次に、84条のほうも議長、よろしいんですね、あわせて、一般会計補正予算。
議長（増田 清君） 条例だけです。

1番（沢登英信君） すみません。とりあえず、お尋ねします。

議長（増田 清君） いいです。

1番（沢登英信君） よろしいですか。

議長（増田 清君） はい、いいです。

1番（沢登英信君） 84条の、一般会計の3,000万円にかかわる寄附金の件であります、4月段階で共立湊病院管理者である南伊豆町長の鈴木史鶴哉さん、副管理者である下田市長の石井直樹さん、それから病院組合の議長であります伊藤英雄さんが、資料によりますと、共立病院の地域医療の前進のために5,000万円の寄附金が欲しいと、神谷ち恵さんの遺言執行人に申し入れをしていると。ところが、その経過の中で、寄附されましたのは7月7日に寄附採納願いが出てきたと。大久保婦久子基金に3,000万円寄附したいと、こういう書類が出ているわけであります。そして、それ以外の寄附願いは出ていないわけです。したがって、下田市の寄附採納事務取扱規程という規程が下田市にはあります。この規程にどのように合っているのか、合っていなかったのかと。

当然、遺言人4人の内容がそれぞれ違うなんていうことはあり得ないわけです。神谷ち恵さんの寄附した意向を、それぞれの遺言執行人が判断をしていいなんていうようなことは常識的に考えられないわけです。遺言執行人は4人が一致した遺言に基づいて、その遺言者の遺志に基づいて寄附をするというのが常識的な判断だろうと思うわけです。4人のうち4分の3が何々で、4分の1が何々だから、これを3,000万円を1,000万円と2,000万円に分けるんだと。こんな見づらい話は僕はないと思うわけです。3,000万円を大久保婦久子基金へ、大久保婦久子さんの作品が当初期待したような形で常設の展示館もないと、十分利用されていないと、そういうものに利用してほしいということで3,000万円の経過があるにしても、遺言執行人の意思はそこの書面によりますと、そういう形になっていると。

ところが、これを2つに分けて収入するんだというようにいわれる働きかけをしているわけです。7月10日に、遺言人の1人であります藤井さんという方が下田市長のところに来たと。分けてくれと頼んでいるわけです。遺言人の執行人の意思と違うような形で採納を願いたいと、こういう話をしていますが、実態的には分けた寄附採納願いというのは出されていないわけです。出されているのは1本の3,000万円の受け入れだと。まさにそういう意味では神谷ち恵さんの遺志をそこで無視しようという意思が、働きかけが遺言執行人になされていると、こう読み取れるわけです。

したがって、正規の寄附採納願いがなかったために、経過表をつけてそれによしとしていると。寄附採納願いの取り扱いはそのようなことをしていいなんてことは一つも書いていない。ちゃんと寄附者の意思に従って歳入をなささいということがまず1点書いてあります。そこをどう審議されたのか、お尋ねしたい。

それから、支出のほうの2,000万円について言えば、共立湊病院への特別負担金として支

出をするんだと、2,000万円。こういう支出会計になっているわけです。ご案内のように、自治体から他の、共立湊病院に寄附金を出すなんていう制度は自治法の中にはないわけです。負担金ないしは補助金と、あるいは交付金と、この項目になりますので、特別交付金という形で予算措置をされたと思いますが、受ける側の共立湊病院には特別負担金を受けるような仕組みはないんです、これはどういうことか。まさに2,000万円の金は俗に言えば裏金になるということです。裏金の2,000万円を支出しようと、こういう予算になっているということです。そこの審議がどうなされたのか。共立湊病院のほうに受ける予算項目があるのかと、会計原則に照らした受け入れの条件があるのかと、どこにもないと思います。

それからもう1点、それが湊病院のほうでどう使われるのかと。寄附講座は聖マリアンナ大学の中に寄附講座を設けるんだと、その2,000万円で。そして医師の派遣といいますか招聘をお願いするんだと、こういうことになっているわけです。これも大変おかしな話ではないかと思うわけです。

聖勝会に指定管理者をしているわけです。医師をどう確保するかということは指定管理者である聖勝会がやるべき仕事であります。共立湊病院組合が直営で病院を運営するのならこの支出は納得いくと思います。しかし、直営で医業をするという方針ではないわけですから、聖勝会が当然手当てをすべき案件になると思うわけです。あらゆる面から見て、この2,000万円の支出は違法、不当、裏金づくりと言われても仕方がない内容を持っていると私は思うわけですが、このような点をどのように審議されたのか、どのようにチェックがされたのか、まさに不完全なチェックであれば、もう一度審議のやり直しをすべきだと、こう意見を付け加えて、ご質問いたしたいと思います。

議長（増田 清君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 2分休憩

午前11時12分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き1番、沢登英信君の質疑を続けます。

委員長、答弁をお願いします。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 質問項目が多いので、ちょっと前後したり抜けたりしますが、まず景観まちづくり条例に関してですが、今の景観を阻害している要因が何か、そ

のような議論をしたのかということですが、端的に言ってそのような議論はしておりません。

何をもってというか、景観まちづくり条例を何のためにつくるのかといえば、やはり今まである下田市の景観というのか、いわゆるまち遺産と表現される下田市の景観が少しずつ変化している、あるいはいいものが失われていく、そのようなことに関してどうするのかというところからこの景観条例というのが出てくると思いますので、なぜこれまでの美しい景観が少しずつなくなってきたのかといえば、端的に言えば、生活が変わってきたということだと私は思っています。生活が変わってきたということだと、それは私は思います。それは、でも委員会においてはこれは十分な質議はなされておりません。

それと、前文のことですが、これも前文がどうのこうのというふうな議論は委員会においてはなされていませので、ちょっと答えようがありません。

他の法令との関係です。いろいろなこれまである伝統的建造物保存条例、それとの関係だとか、あるいは基金条例との関連等々あります。資料をいただきましたが、資料というか、建設課のほうからこれからやらなければならないことというふうなことでいただいております中で、そのような今度の景観条例に関連したさまざまな要綱だとか施行規則だとかというふうなのは、7月1日の条例施行に間に合うように、これからつくっていくというふうなことを聞いております。

届け出基準がどういうふうなことなのかということなんですが、それは景観計画案の中に届け出のものがゾーンの中ではどういうふうなのか、景観計画地域の中ではどうなのか。景観地区ではどういうふうなものが届け出になって、どういうふうな指定というのですか、あるいは基準があるのかということは、景観計画の中に述べられているというふうに思います。

それとあと、条例案と計画案が一致していないのではないかというふうなことを今お聞きしましたが、それがどういう意味なのかはちょっとよくわかりません。私としては、先ほど来述べているように、今回の景観条例は景観計画案と一体のものであるというふうに思っていますので、計画案に基づいて条例案を作成され、計画案の内容を実現するために条例案がその役割を果たすというふうに解釈しておりますので、計画案と条例案が一致しないというふうな受けとめ方はしておりません。

それで、景観のほうについては以上です。

あと、寄附の問題ですが、寄附金、私たちも委員会において、本会議において副市長が言った資料を閲覧することができました。それで、今回の寄附がどのような流れの中で行われてきたのかというふうなことについて、一応閲覧させていただいた資料の中で見たんですが、

わからない部分もありますが、大体大きな流れはわかります。そして、3,000万円下田市に寄附された。それからその3,000万円が1,000万円と2,000万円になったというふうなところでいろいろなことがあるというふうなことはと思いますが、神谷ち恵さんの今回寄附されてくれた方の遺言執行者としての4者は、最終的にはこういうふうな形でいいというふうに了解したと、4人の意見はまとまったんだというふうに資料からも読み取れますし、そのような説明も受けております。

それで、2,000万円の特別負担金が共立病院のほうに、もし下田市から負担金を付託しても共立病院のほうに受け皿がないのではないかというふうなことです。それは下田市のほうがこの1,000万円と2,000万円についての議決をすれば、それに基づいて一部事務組合並びにそれを構成する議会なりその他の5町と協議してしっかりと受け皿をつくるというふうなことで、受け皿となる規約、それも一部事務組合の中にあるというふうに聞いております。ですから、2,000万円が裏金になるというふうなことは私たちは一切思ってもいませんでした。

そして、寄附講座への問題なんですが、聖勝会のことは今回の委員会の中では一回も出てきませんでした。私たちとしても医師の確保がどうなるのかなという漠然とした不安があります。それでそのために本当にこの2,000万円が役に立つのかどうなのかというふうなことを一番気にしておりました。それで、これが聖マリアンナ大学の寄附講座に寄附されることによって、それによって医師の確保に少しでも役に立てれば、それは寄附の意思が生きてくることになるだろうというふうに委員会としても最終的に確認しまして、それで全体の今回の補正予算案を了承したというふうなことです。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） それぞれの基準は基本計画、計画のほうに出ているんだと、こういう答弁ですが、条例をよく見ていただきたいと思います。条例の中にちゃんと基準があるわけですが、行為の制限等という基準が。この基準がどういうぐあいにつくられたのかという討議をされたのか、されないのか。返事がないのでご回答いただきたい。

それから、修正案で、事務の所掌というのを取り去って審議をするという、こういうことに変えたと思うわけですが、22条の審議会と、しからばこの11条の市民会議と、何が違うんだと、まさに二重規定で規定がダブっていると、こういうぐあいに言わざるを得ないと思います。これが所掌するというのであれば、遺産の認定及び登録に関することというこ

とで仕事が明確になっていますが、登録に関してただ市長に意見を言うだけだ、こういうことになれば審議会と何ら変わらないわけです。審議会も基本的なそういうことを文言は違いますがけれども、同じことを定めているわけです。まさに修正案は修正になっていない。

〔発言する者あり〕

1番（沢登英信君） 土俵が違ふと今横の方が言っていますけれども、土俵が違ふことはないでしょう。ここに書いてあること、基本計画や変更に関すること、指導、改善、命令に関することということをうたっているわけですから。

それからもう1点、市民参加を開くんだと、こう言っているわけですが、そうしますと、この条例からいきますと、審議会の委員が市民会議の委員でなければ、直接こういうぐあいにしたらどうかと、こういう問題があるというようなところを申し出る仕組みがどこにあるのかと、ないんではないかという気がするわけです。市民の直接的な意向や意見をどこで反映する条例になっているのかと。こういう議論がされたのか、されないのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、共立湊病院にかかわる特別負担金については下田市が予算の支出を決定した後で決めるんだと。こんなばかな話はないと思うわけです。支出をするということは、相手の受ける項目がない中でどうやって支出の決定ができるんだと。しかも特別負担金なんていう項目は、病院組合の規約を見てもどこにもないわけです。病院はそれぞれの構成団体の負担金で経費は、第12条で組合の経費は、診療報酬、介護報酬、使用料、関係市町村の負担金、その他の収入をもって充てるとちゃんと決められているんですから、ここに負担金の規定はちゃんと図になって書かれている。特別負担金の規定なんかどこにもないんですから裏金になる、受けどころのない支出は裏金になると言っているんです。

しかも、医師の招聘のためのお金だと。聖勝会との関係があいまいになっているのは明らかでしょう。指定管理をしているわけですから、聖勝会は。そことの関係はどう議論されたのか、されないのか、再度お尋ねをしたいと思います。されないのであればされないとはっきり回答いただきたい。当局はこう説明されたから、それでいいとしたというようなことではその部分の議論をきっちり詰めなかったと、こういうことになるかと思えますから、そこら辺をはっきりさせていただきたい。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 市民会議と審議会、当局のほうの、課長のほうからの説明では、市民会議はまち遺産的なのというか、これまである伝統的建物だとか重要なそうい

う施設、そのようなものをまち遺産として認定するとかというふうなことで、どちらかと言ったら現在の区分から見たら過去のほうを多く、それがこれからのまちの遺産もつくっていくわけですが、そういうふうなところを主にいろいろ審議していく認定作業とかそういうふうなこともしていく、そういうようなものが市民会議であるというふうに聞いております。

審議会は、もっと景観法全体、景観全体についての届け出についてとかそういうふうな、これから建物をつくるだとか、そういうふうなところに主にそれが条例に合致するか等々のこととか、そういうふうなことを主に、これからのまちづくり、これからのことを主に審議会の役割があるんだというふうな大ざっぱな説明は受けております。

審議会の中にも市民会議のメンバーが入るとも聞いております。これは何名というのは数はちょっとあれですが、3人でしたが、審議会の中に市民会議のメンバーも入るから、その意味で市民会議と審議会の連携、連絡というのもある程度図られるというふうには聞いております。

〔発言する者あり〕

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 審議会のほうに市民会議のほうからメンバーが入るというふうに聞いております。

それと、病院関係ですが、特別負担金ですが、これも負担金の受け入れは一部事務組合のほうにあるというふうに私どもは聞いております。それで、先ほども申しましたが、聖勝会という名前は今回の審議の中では出てきませんで、そこら辺の関連性については委員会においては審議しませんでした。

委員会としては、せっかくいただいたお金が何とかうまく生きていく、いろいろな疑念とか質問、いろいろありますが、最終的に共立湊病院が、新しい病院が何とかうまくいってほしい。そのためにこの2,000万円が役立ってほしいという思いから、さまざまないろいろな疑念もトータルで大きく法違反をしなければ、認めていった方がいいんだろうというふうなのが委員会の大勢というか、大きな流れでした。

以上です。

議長（増田 清君） ちょっと待って。

市民の声を条例の中でどこで反映されるのかということ、これはあれですか。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） すみません。

議長（増田 清君） ご静粛に。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 市民の声というのは、それは市民会議という、どこでということであれば市民会議なんですけれども、市民会議にいろいろ諮問したり何だかんだするのはやはり市長ですので、市長が市民の声を聞いて市民会議等の中でお互いの中で、市長あるいは建設課等協調の中で、市民の声を吸い上げながらよりよい景観をつくっていくというふうなことをやっていくというふうに思っております。

議長（増田 清君） 1番、3回目です。

1番（沢登英信君） そうしますと、審議をしてもらうんだと、審議会だということになれば、当然審議会条例等々に関連してくるものであって、これでは不十分だと、この規定だけでは不十分だと、当然審議会に関連する条例があわせて伴ってこなければ不完全な条例だと言わざるを得ないと思いますが、いかがですか。

それから、12人で限定された人にもかかわらず、やはり一般市民にそれぞれの規制の内容や思いが出てくる内容を含んでいると思うわけです。その一般市民が自分の意見をどこにどういうぐあいに言っていくのかと、吸い上げていくのかというようなことがこの条例には全くないと思うんですが、この12人の人たちがそういう役割を果たすという文言がどこに書いてあるのか、教えていただきたい。

それから、同じ繰り返しになりますけれども、やはり当局が言ったからその説明どおりだということではなくて、審議をするわけですから、当局の説明がどの辺にあるのかと、その意図が。きっちり点検をする、チェックをする必要があると思うわけです。そういうチェックが全く私は不十分ではなかったのか、こういうぐあいに思います。まさに、支出できない2,000万円の金を支出をするという予算そのものになっているのではないかと。具体的にそれが受け皿があるというのなら、共立病院のどこに具体的受け皿があるのか明らかにしていただきたい。そういう議論はしていないのなら、その議論の不十分さを認めていただきたいと思います。

以上です。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 市民の声をどのように吸い上げるのか、市民会議にはその、そういう意味での分掌がないというふうなことです。普通は市民会議のメンバーを選ぶには、それなりにどのような人がふさわしいのかということは当然そこでいろいろ選

定すると思います。その中で、この人なら一番下田のそういう市民の声を聞きながら景観づくりに意見を言ってくれるというふうな方を選ぶんだと思います。そこら辺については今までのさまざまな審議会も含め、文化財審議会等々も含め、いろいろなのもやはりそういう過程の中で人選をしていくのではないのかというふうに思います。それがこの条例の中に細かく書いていないからというのは、ちょっとそれでこの条例が不十分だというふうには思っておりません。そのような委員会においての質疑もありませんでした。

それと、受け皿の問題ですが、受け皿は私どもとしては当然あるものというふうに、市のほうの説明もありましたし、それがどういうのかというところの条例がどうなのかというところは、先ほどいろいろ見せていただいたりもしましたが、でも委員会としては受け入れられる、一部事務組合、病院側に受け入れられるというふうな前提でこの2,000万円の扱いについて議論してきましたので、そういうふうなことで、何回も言いますが、最終的に病院のためにいただいた寄附ですから、それがうまく病院のために使われるということ、それを一番念じていろいろ議論もし、最終的な結論も出しました。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

9 番。

9 番（増田榮策君） ただいまの一部、市民の役割と審議会の役割……

議長（増田 清君） 答弁ですね。

9 番（増田榮策君） 補足説明をします。いいですか。

議長（増田 清君） お願いします。

9 番（増田榮策君） 沢登さんの質問されたことで、ちょっと補足しておきます。

市民からの意見を吸い上げることがないではないかと、こういうことを言われましたが、条例の第3条の基本理念を見ていただきたいんですが、この2項に、市民、事業者、市が、一丸となって下田まち遺産を知る、創り・育てる、支えるための景観まちづくりを長期的に進め、下田まち遺産を未来に活かしていくということで、もう市民が基本理念の中でこの条例のつくる、遺産を育てていくというのかかわっていくという基本理念がございます。それで、市民の意見も当然下の第4条の中に、市民は次に掲げる権利と責務を有するものとしてありますので、これは当然、市民がいろいろ意見があればそれなりの意見を言うことはできると、こういうことでございます。

また、重要事項に対することに関しては、審議会が審議する専門家からなる組織でござい

ますので、こういう事項は審議会で行うと、こういうことでございます。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

11番。

11番（土屋誠司君） 1点だけ伺いますけれども、寄附のところですが、寄附のところについて、共立病院のほうと遺言執行者のある人は、新病院に対する医師の招聘などには全く関係なく、新病院に大久保さんの展示室をつくるというか、そういうことから同意したということになってはいますけれども、その中において、病院組合のほうの中で展示室をつくるかそういうので寄附を受けるとかそういうものは、整っているというか、そういうことはちゃんと調査されているんですか、その辺について。

〔「病院に」と呼ぶ者あり〕

11番（土屋誠司君） 組合のほう、だから条件が寄附を受けて進めるというか……

議長（増田 清君） 寄附の受け皿の整備は整っているのかという質問です、調査したか。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） 副市長のほうの説明の中で、当然新しい病院の中に大久保婦久子さんの作品を展示するコーナーをつくるというふうなことは、聞いております。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） そこの寄附者の意向はあるかもしれないけれども、病院組合はどうかということが聞きたいんです。運営の中でそんなスペースをつくる余裕があるとか、この金を全部使ってやるのかということです。

もとへ戻るけれども、そもそも7月7日には寄附申込者は大久保婦久子基金として3,000万円を寄附したとあるから、行政というのは、法から、規則からそういうものに基づいてやるべきであって、申込者の意図を、幾ら承諾を得たといっても渋々つくったようなものでしょ。そういうことをやっていいのかという、そういうことの審議はしなかったんですか。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） そこの辺のところは十分にしていますし、私もそう思います。

そもそもが、閲覧させていただいた資料からいうと、この寄附は病院との兼ね合いの中から話が出てきたような、そのような、閲覧資料からも見えていますし、病院へ寄附するということはこの寄附者の意思とも何らそごするものではないというふうに、私たちは思ってお

ります。

議長（増田 清君） 11番、3回目。

11番（土屋誠司君） 遺言執行者は病院組合から寄附してくれとやったけれども、それは6月29日に断っているようなものです。それで、向こうも一般的に1本で7月7日に来ているということは、やはり寄附者の意向を尊重して受け入れるのが当然だと思うんです。

それでもう一つ、7月7日に受けたものを、全協は何回もあったけれども、こういうものを受け入れたというそういうものは一切なかったです。その辺がやはり問題があると思うんです。その辺は何もなかったですか。

〔産業厚生常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

産業厚生常任委員長（鈴木 敬君） そのような、最初は4月から、もっと前からかもわかりませんが、この寄附の話は出ているみたいですが、それが全協なり何なりに全然出てこなかった、説明もなかったということに関しては私も同じような思いは若干はしますが、でもこういう寄附とか等々のこと、個人のいろいろな名誉とかいろいろなことに関する程度は出る程度は出ないと発表も報告もできないだろうし、いろいろ過程の中で一々今どうなっているというふうな説明はちょっと我々も求められないし、ある程度形になってどうしようかと相談を受けて、そうですね、それではそういう寄附は寄附者の意思に基づいてうまく使ってほしいですねというのが我々の委員会の審議です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

大変ご苦労さまでございました。

次に、総務文教委員長、田坂富代君の報告を求めます。

7番。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第74号 中学校パソコンネットワーク機器購入契約の締結について。

- 2) 議第77号 南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止について。
- 3) 議第83号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。
- 4) 議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第7号)(本委員会付託事項)。
- 5) 議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)(人件費)。

2. 審査の経過。

12月15日、16日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、糸賀企画財政課長、鈴木総務課長、原市民課長、河井税務課長、清水福祉事務所長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第74号 中学校パソコンネットワーク機器購入契約の締結について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第77号 南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第83号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算(第7号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

2番。

2番(藤井六一君) 新病院に絡む寄附金の件についてお尋ねをいたします。

この件については、私どもの産業厚生委員会のほうでも審査いたしました。うちのほうは2,000万円のお金が入った、あと2,000万円を支出するという審査をしましたので、それ以前のことについて、いわゆる総務文教委員会のほうに付託された部分についてお尋ねをしたいと思います。

私は、演説はいたしませんから簡単にやります。

歳入ということで、3,000万円、補正予算書を見ますと、受け入れたことになっております。これについて、この3,000万円の寄附についての採納願いを委員会ではご覧になったのかどうか。それにはどのような記載がされていたのか、どうか。その点をまずお尋ねをいたします。

それから、総務のほうでは、大久保婦久子顕彰基金に1,000万円積み立てるということになっております。産業厚生の方ですと2,000万円は指定寄附分となっています。総務のほうは指定寄附ということは書いてございません。その辺のことについて議論があったのか、ないのか、お尋ねをいたします。

とりあえずその2点。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 3,000万円の寄附採納願いを見たのかということでございますが、本会議で副市長がそれぞれの委員会に資料を閲覧するように出すということでございましたので、皆さんと同じように、その資料の中には添付されておりましたので、私たち委員会も見ております。

それから、それはどういったものかといったら、そちらの委員会と同じように、同じものが添付されていたわけですから、3,000万円の大久保婦久子顕彰基金へという、そういう1枚の3,000万円の寄附採納願いを見たということでございます。

次に、大久保婦久子先生の1,000万円指定寄附分とはなっていないけれども、どうなんだという議論でございますが、そういう議論はしておりません。そういう議論はなかったんですけれども、寄附金の取り扱いについての質疑はございました。その点をお答えしたらよろしいわけでしょうか。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） 確かに、閲覧用としてつづりが私どもにも一応配られてきました。終わってからすぐ回収されましたけれども、その中に入っていた、とじられていた採納願いは完全なものではなかったはずで、3,000万円という金額の書いたのも1枚たしかありまし

た。寄附をしたいという方々の思いというものは、そうしたものを思わせるようなものは記載されていなかったと思います。

ですから、我々産業厚生と違って、総務は3,000万円の寄附金を受け入れるのかどうかということ、その辺のことを求められていたと思うんです。そのまず基本になるのは採納願いだと思うんです。どういう種類のお金なんだと、何か裏に意図があるのかないのか、そうしたことをやはり審査するのが総務文教委員会の最初の仕事だったと思うんです。それが、そういう書類として残っているものを余りご覧にならないで、早とちりして、これはこういう思いで寄附させるものだからいいじゃないのという、くれるものだからいいじゃないのというようなことで受け取って果たしていいものなのかどうか。

そして、結果を見ますと、やむを得ないとしている。何がやむを得ないのか。余り突っ込んだ審査をされないで、そしてやむを得ないものと認めたというのは、どうも余り解せない。

だから、その辺をもう少ししっかりとどういう審査が行われたのか聞いたかったので、そういう採納願いというものを厳密に調査されて調べられて、果たして要件が全部具備していたのかどうか。そうしたものもご覧になって、そして3,000万円というものが入ってきたんだということで納得されたのか。その辺の審査があったのかないのか。

それから、指定寄附、大久保婦久子顕彰基金には指定ということが入っていなかった。それは入っていないと思います。だけれども、片方の衛生費のほうのものには指定寄附と記されているんです。それは、要するに3,000万円として入ったものが1,000万円と2,000万円に分けられてしまったと。寄附者はそういう面では何も指定していないと思うんです。大久保婦久子顕彰基金へ寄附をしたと思っています、ですから書く必要はなかったと思うんです。でも、寄附者の意に反して別の方向にお金が行ったわけです、2,000万円。だから、これは指定寄附分だという形に、そういう記入をしたんではないのかなと思います。そして、移ってきて以降のことは我々の委員会の範疇に入るわけですがけれども。

そういうように3,000万円のお金が採納願いは1本で来て、そしてそれが1,000万円と2,000万円に分けられてしまった。その辺のことを、何か関連する法令というか、そういうものがあるかどうかわかりませんが、そういうことがあっていいのか悪いのか、その辺のことについての議論がされていたらお聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほどの中にも展示室とかという話が出ておりました。これは病院の中のことですから、つくれとかやめるとか我々が言うべきことではないのかなと思いますけれども、この大久保婦久子顕彰基金ということですから、下田市の計画、展示室を市内に大久保先生

のものをつくる計画があるのかないのか、どのような考えをしているのか。資料館というか、そういうもの、ただお金のもらいっ放し、くれるものはありがたいでもらいっ放しでなくて、何かそういうことについての議論があったのかないのか、話し合いというかそういうものがあったのかどうか、お伺いします。

以上。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 1点目の質問と2点目の質問と一緒に答えさせていただきたいと思います。

それから、先に3つ目の質問でございますが、大久保先生の展示その他に対する質疑はありませんでした。計画その他に対する、大久保先生の今後の計画に対するそういう質疑は私たちの方ではやっていなかったと記憶しています。

後で補足があるようです。私のほうでメモございません。申しわけありません。

1点目と2点目の質問でございますが、寄附金を1,000万円と2,000万円に分けることがよいのか、また寄附採納願いと違ってよいのか、市役所内部でこのような分け方で反対した人はいなかったのか、分けた判断はどこにあったのか、そういった議論はございました。政策会議で決定されているわけで、その中で異論はなかったというご答弁もいただいております。

形式的に不備ではないのか、不備だから後から理由をつけたのではないのか。あるいは1,000万円と2,000万円と分けた理由は何だったのか。正しいやり方は別々に採納願いがあり、別々に入るのが一番正しいのではないのか。そのあたりは本会議でも説明がございましたけれども、当局の答弁としてはそのときと同じでございますので、その中では、委員会の中では何度も繰り返しこの質問でやりとりがあったと記憶はしておりますけれども、藤井さんの言われているような、どういうふうに思っているかちょっとわからないんですけれども、私たちが慎重に果たして審議をされたのかどうなのかというところにおいては、きちんと審査はされてその中で反対される方もありましたし、賛成される方もあったという中で、やむを得ないものとして認めたという報告でございます。

1番（沢登英信君） 大久保作品を、先生の作品をどう展示したらいいのかと、病院に……
議長（増田 清君） いいです。どうぞ。

1番（沢登英信君） 病院に1作品、2作品持っていくというようなことを、大久保さんの遺族や大久保先生自身もそれは期待しているところではないだろうと。一つの常設館なり

等々、寄贈を受けた全作品を展示できるようなそういうことを望んでいるのではないかと、それで1,000万円の当初寄附金があって、さらに今度3,000万円と寄附金になっているのではないかと、そういう意味では、大久保先生及びそのご遺族の意思を下田市はないがしろにしているのではないかと、こういう質問はぶつけました。それに対する当局の答弁は、寄附の願いの中で病院に掲示するというのもあわせてお願いして、そういう返事をいただいているからいいんだと、こういう答弁があったかと思います。

議長（増田 清君） 質問者をお願い申し上げます。

ここで、午後1時まで休憩したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは午後1時まで休憩いたします。

午前 1 時 5 7 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

引き続き2番 藤井六一君の質疑を続けます。

2番、3回目です。

2番（藤井六一君） 既に出尽くしたことで、どうも質問するほうも何となく拍子抜けしてしまっているんですけども、いわゆるポイントは、3,000万円の寄附を受けるのに採納願いが大久保婦久子顕彰基金ということで1本で出されていると、その間いろいろな曲折もあったりして、途中からそれが1,000万円、2,000万円に分かれたわけなんだけれども、3,000万円を受けたときに1本の採納願いしか出されていない。そしてしかも委員会審査ではその採納願いを詳しく審査をしていない。出されたから、つづりの中に入っているから、それであるものというようなことで審査されたと思うんですけども、しかも具備すべきものがすべて入っていない、そういうもので安易に審査をしたのではないのか。その結果、やむを得ないものとして認めてしまったのではないのか、その点が非常に引っ掛かるわけなんです。これは入り口の部分ですので、やはりしっかりとそこは審査をしていただきたいかった。

聞くところによると、委員2人からその点の質問があっただけで過ぎてしまったというようなことを伺っておりますけれども、非常に安易に流れてしまったのではないのかと、そこがこの問題のスタートなんです。そういう認識があったのかどうなのか。なかったと言ってしまうばそれでおしまいなんですけれども、その辺をどういう認識で皆さんそれをこの部分を審査されたのか、議論されたのか、それをおざなりと言えば言葉が過ぎるかもわからな

いんですけれども、しっかりやらないでそしてやむを得ないものということではやはり説得力がないのではないのかと、そのように思います。

最後ですからこれ以上はやりませんが、この問題のそれが入り口ですので、その辺をしっかりとってもらわないと、後々出てくるのは個別的に、派生的に個別の問題が出てくるだけであって、3,000万円を受け取ったこと自体その辺の認識がどうだったのかと、それ1点だけで、お答えいただければ終わりにしたいと思いますけれども。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長（田坂富代君） 3,000万円の寄附を受けたときに1本の採納願いであったというのはそれは事実でございます。それはわかっていることなんですけれども、先ほどから申し上げましたように、寄附金を分けることがよいのかどうなのか、寄附採納願いと違ってよいのかどうなのか、そういうことは委員会内での議論はされております。それぞれの議員がどのような見解を持ってやっているのかは私にはわかりません。しかしながらそれぞれの立場で慎重に審査はなされと考えています。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対して、沢登英信君ほか1名からお手元に配付しました修正案が提出されました。

ここで提出者の説明を求めます。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） それでは、提案の説明をさせていただきたいと思います。

平成21年12月17日。

下田市議会議長、増田 清様。

発議者、下田市市議会議員 沢登英信。

発議者、下田市市議会議員 土屋誠司。

議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対する修正案。

上記の修正案を地方自治法第115条の2及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別

紙の修正案を添えて提出します。

はぐっていただきたいと思います。

議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対する修正案。

議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）の一部を次のとおり修正する。

第1条第2項中「第1表 歳入歳出予算補正」の一部を次のように改めるものであります。

2歳出、2の総務費と衛生費でございますが、補正額のところをご覧いただきたいと思いますが、4款1項の保健衛生費の2,000万円を削除し、2款1項の総務管理費に2,000万円を加算をするものであります。計数的には総務費から申し述べますと、4,064万6,000円、総務費の管理費が2,805万1,000円、衛生費が203万7,000円、保健衛生費が17万4,000円に変更するものであります。歳出合計は変わらずということで4,770万8,000円となるものであります。

次に、資料の一番最後のページをおめくりをいただきたいと思います。

歳入につきましては、款項までが予算審議ということでありますので、説明では款項目まで入っておりますので、これをご覧になったほうが理解がしやすいと思います。共立湊病院組合医師等派遣の負担金です。これをゼロにして、2款3項1目の総務費寄附金に2,000万円を積んで、3,015万円とするものであります。これはご案内のように、7月7日に出された寄附金の申込書、申込代表者の笹山遺言執行者によりますと、3,000万円は大久保婦久子基金として寄附したいので申し込みます。こういう形になっていまして、神谷ち恵遺言執行者、森さん、笹山さん、藤井さん、齋喜さんの4名の執行者が名前を連ねているわけでありまして、この寄附の申し込みの意図はどこにあるか、まさに大久保婦久子顕彰基金に寄附金として納入してほしいと、こういう意図がここに明らかになっているわけでありまして、

ところが、この意図に対して、市長及び当局者はこれでは納得できないというようなことで、4人のそれぞれの遺言執行者に働きかけをされて、1,000万円と2,000万円に分けると、まさに寄附をされた方の意図をここでねじ曲げると、こういう働きかけがなされたと思うわけでありまして。遺言執行者4人の意見がそれぞれ違って4分の3と4分の1に分けると、こんな遺言執行のあり方はないわけです。

常識を逸脱する働きかけをされて、しかも自らが平成19年3月30日に定めております下田市寄附採納事務取扱規程、この規程にも違反をしているわけです。1,000万円と2,000万円にそれぞれ分けて大久保婦久子基金と共立湊病院への特別負担金とするのであれば、寄附者自らが下田市には大久保基金に1,000万円、それから2,000万円は共立湊病院に直接寄附の願

いをすると、こういうことが妥当であるということを当局自らが、副市長自らが申し述べているわけです。

そして、しかも歳入についてはそういう寄附申込書がなければならない。それを承知で、そういうものは遺言執行人に働きかけても手に入ることができなかつた。だから経過表でそれをかえるんだと。自ら決めました下田市の寄附採納事務取扱規程に違反している歳入の予算措置をしていると、こういうことになるかと思いますので、寄附者本来の目的であります大久保婦久子先生の作品をきちんと展示ができる、世により一層出すことができるような措置にこの3,000万円は使ってほしいと、こういうお姉さんの神谷ち恵さんの遺志を尊重するということが当議会にとって大変必要なことではないかと、そういう内容の歳入の訂正をお願いをしたいと。

それから、それに伴いまして、歳出につきましては、当然4款1項5目の共立湊病院組合費、これを削除して大久保婦久子顕彰基金に積み立てると、こういう予算に修正をすべきだと思っております。

しかも、この当局案は執行ができないものだ。先ほど述べましたように、共立湊病院の規約の中に、特別負担金なる規定はないわけですし、下田市がこの執行をするということは、先ほど申しましたように、自治法や公営企業法の定めのない支出を、また共立湊病院の規約にない支出をするということになるわけですので、まさに裏金をつくと、こういうことにつながるわけでありまして、共立病院自身のことからいいましても、寄附講座にこれを使うんだというようなことは、聖勝会の指定管理の絡みからいっても理解に苦しむ内容になっているわけでありまして。

したがって、皆さんに提案する修正案は、この神谷ち恵さんの遺言執行者の本来あるべき意思を尊重し、そして自治法に従い会計規則に従う予算の執行を行うと、こういう修正を提案をしたいと。ぜひとも皆さんのご賛同をお願いを申し上げたいと思っております。

提案理由は以上でございます。

議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりましたので、これより修正案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。議席へお戻りください。

以上で委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第74号 中学校パソコンネットワーク機器購入契約の締結についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第74号 中学校パソコンネットワーク機器購入契約の締結については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第77号 南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第77号 南伊豆地区広域市町村圏協議会の廃止については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第78号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第78号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第79号 下田市営農業用施設改良事業の土地改良事業計画の概要決定についてを討論に付します。

まず本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第79号 下田市営農業用施設改良事業の土地改良事業計画の概要決定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第80号 下田市景観まちづくり条例の制定についてを討論に付します。

本案に対する産業厚生委員長の報告は修正可決であります。

原案に対する賛成意見の発言を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 動議を提出します。

ただいま議題となっております議第80号 下田市景観まちづくり条例の制定についてですが、委員長報告の中の質疑で明らかになったように、景観法に全くない下田まち遺産なる概念を景観条例に持ち込むことによって、この下田市の景観条例は換骨奪胎になった。

この目次の中で「第1章 総則、第2章 下田まち遺産に関する取組、第3章 景観計画等、第4章 行為の制限等、第5章 景観重要建造物等、第6章 雑則」となっておりますが、景観法及び各県、町、市の景観条例において、景観をいかに守るか、景観を守るための取り組みをどのようにするのか、こういう規定があるんでありますが、下田においてはま

ち遺産に関する取り組みという第2章を設けたがために、本来守るべき景観に関する条項が著しく少なくなってしまったと、そのことによって景観条例に欠損が起きてしまったのではないかと、こういう疑問が消えないわけであります。事実、景観法に規定される協議会の設置、あるいは協定書を結ぶことができる、こういう条項がすっぽりこの景観条例からは抜けているわけです。

これらの理由により、会議規則第46条の規定により、産業厚生委員会に再付託することを望みます。

議長（増田 清君） 伊藤英雄君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） この動議は1人以上の賛成者がありましたので、成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時20分休憩

午後 1時35分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第80号 下田市景観まちづくり条例の制定についてを産業厚生委員会に再付託するとの動議を、議題として採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、議第80号 下田市景観まちづくり条例の制定についてを産業厚生委員会に再付託することの動議は否決されました。

それでは、再度宣告をいたします。

本案に対する産業厚生委員長の報告は修正可決であります。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 次に、原案と委員会の修正案の両方に反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1 番（沢登英信君） 原案及び修正案に反対する討議を進めさせていただきます。

決して下田市景観まちづくり条例を制定しなくていいと、こういう見解では決していないわけでありまして、より一層下田市の景観まちづくりにとって必要な条例にしていく、不備な点を十分検討していただくと、一刻を急いで制定しなければならないという条例ではないと思うわけです。

しかも、この条例の実施に当たりますそれぞれの細則は今検討中だと、4月1日の間までにつくるんだと、こういうことありますので、条例と一体となっております施行規則、あるいはその他の慣例法との突き合わせというのは十分時間をとって進めるべきだと、こういうぐあいに第1点思うわけあります。

そして、原案及び修正案とも不備な点は先ほども議論をさせていただきましたが、3年間をかけて積み上げてきました基本計画案と、これを受けました条例案がそれぞれ概念の違いがあると。まちづくり遺産というようなとらえ方ですべて律していると。その中に風景も眺望権もそれらも含められてしまっているという混乱が、この条例の中では起きていようかと思えます。そして、修正案は修正したのために審議会と市民会議が全く同じような審議会にならざるを得ないという欠陥を持っていると。二重構造的な規定にここがなってしまうという点であります。

そして、景観法に基づいて下田市のまちづくりをどうしていくかと、こういう観点で条例をつくるわけですから、下田らしさの遺産を残していこうというだけではなくて、逆に下田らしさを阻害している部分はどこかと。こういう点を含めて検討を当然しなければならないんだろうと思うわけあります。下田の風景を代表する下田港を取り巻く状態、ここに不法な捨てられた係留船が置いてあると。こういうようなものをどういうぐあいに検討していくのかと。あるいは観光地下田にとって放置されている廃屋、ホテル、旅館の廃屋をどのように対応していくのかと、こういう点が全く欠落していると。

しかも、眺望権や風景につきましては、それぞれ所有権があるわけではない。国有地であったり、あるいは市有地であるところもあろうかと思いますが、それらのものをどういう形で、眺望権や日照権やそれらのそれぞれの権利と、どのようにこのまちづくりが関連していくのかというような議論は不十分であると、検討不十分であるというぐあいに言わざるを得ないと思うわけあります。

残念ながら、そういう意味で、再度の検討を伊藤議員から提案されましたが、これも否決されると、こういうことありますので、両案とも否決して出直しをしていただくと、こう

いう、再度より一層いい内容のものを検討していただくということが必要であると考えます。そういう点から原案、修正案とも反対であることを表明いたします。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、委員会の修正案に対する賛成意見の発言を許します。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 賛成意見を述べさせていただきます。

この条例は景観計画とセットであります。この下田のすばらしい風景をとんでもない建物で阻害されたり、また昔から残っているすばらしいものや風景を未来に、そしてまた未来になっても下田にはすばらしいものが残っていると思わせることのできるものが、この条例であります。また、当局主導でなく、市民主体の市民自ら下田のすばらしいものを探し、また市民に理解を求め、そして残していく。

また、細かな条例までつくってしまうと、市民生活がこの条例のために縛られ不自由な思いをする可能性があります。この条例は、そのようなことを最小限にとどめた下田には必要と思える条例なので、賛成いたします。

また、まち遺産という言葉が、伊藤議員によりますと、全国の景観法にはないとのことですので。それでこそ下田が全国に先駆けてこのまち遺産という言葉の入った景観まちづくり条例を定め、全国の見本となるように頑張るべきだと思います。

以上のことにより、下田独自でありますこの景観まちづくり条例の制定に賛成いたします。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案について起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第80号 下田市景観まちづくり条例の制定については、修正議決した部分を除くその他の部分は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第81号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第81号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第82号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第82号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、

委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第83号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第83号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

これより議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。まず、本案に対する沢登英信君ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立少数であります。

よって、議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第84号 平成21年度下田市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第85号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第85号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第86号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第86号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、議第87号 平成21年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

発議第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により発議第7号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番。

〔2番 藤井六一君登壇〕

2番（藤井六一君） 発議第7号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年12月17日提出。

提出者、下田市議会議員 藤井六一。以下敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員 沢登英信、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく田坂富代、同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

提案理由について申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、協議または調整を行うための場について新たな規定を設けることとし、あわせて所要の整備を行うものでございます。

地方自治法第100条第12項の協議または調整を行うための場を設けることができる旨の改正については、平成20年6月11日に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、同年9月1日に施行されたところでございます。

改正の要旨でございますが、議会の議員の活動のうち、議案審査等に関する協議または調整や議会運営の充実を図る目的で、全員協議会や各派代表者会議、その他各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができるとされ、改正後の地方自治法第100条第12項において明確に規定されました。

本市議会におきましては、行政報告について、従来本会議で行っていたものを現在は全員協議会の場で報告していること等も踏まえ、議員の職務活動領域が協議会の場に拡大されている実態を考慮し、また議会の公開性、透明性を高める観点から、会議規則に協議等の場として全員協議会を加えるものでございます。また、現在行われている一般質問の方法についても条文の整備を行うものでございます。

今回の改正内容におきましては、各派代表者会議で協議をしていただき、議会運営委員会にて協議及び確認をいたしたものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明申し上げます。

下田市議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、説明資料により説明させていただきます。

説明資料の1ページから4ページをご覧ください。

下田市議会会議規則の一部改正でございますが、見開きの左側、1ページと3ページが改正前、2ページと4ページが改正後で、アンダーラインの引いてある箇所が今回改正するところでございます。

まず、目次につきましては、改正後の地方自治法第100条第12項により、「協議又は調整を行うための場」を新たな章に制定するため、既存の第7章及び第8章を繰り下げ、新たに位置づける「協議又は調整を行うための場」を第7章とするもので、第7章 議員の派遣（第158条）、第8章 補則（第159条）を第7章 協議又は調整を行うための場（第158条）、第8章 議員の派遣（第159条）、第9章 補則（第160条）に改めるものでございます。

次に、現在行われている一般質問の方法について規定を整備するもので、第61条に第3項として「質問者は、決められた持ち時間の範囲内で発言をしなければならない」を加えるものでございます。

第63条の準用規定は、質問に対する発言の規定の準用を定めたもので、第61条に第3項を加えたことにより、条文の整備を行うものでございまして、第63条の条文を「一般質問については、第59条（質疑又は討論の終結）の規定を準用し、緊急質問については、第55条（質問の回数）及び第59条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する」ことに改めるものでございます。

次に、「第7章 協議又は調整を行うための場（協議又は調整を行うための場）」として、第158条第1項から第4項を設けるものでございます。

次に、既存の第7章及び第8章について、繰り下げと新たな第7章を設けるもので、第8章中第159条を160条とし、同章を第9章とし、第7章第158条第1項中法第100条第12項を法第100条第13項に改め、同条を第159条とし、同章を第8章とし、第6章の次に、次の1章を加えるものでございます。

第7章 協議又は調整を行うための場（協議又は調整を行うための場）第158条第1項法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

第2項、前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

第3項、前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

第4項、協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定めると規定するものでございます。

次に、協議等の場の名称、目的、構成員及び招集権者につきましては、附則の次に、次の別表を加えるものでございます。

別表（第158条関係）、名称、全員協議会。目的、議案審査等に関する協議又は調整等。構成員、全議員。招集権者、議長又は市長を設けるものでございます。

それでは、下田市議会会議規則の一部を改正する規則に戻っていただきまして、附則はこの規則の施行期日を規定しておりまして、この規則は平成22年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上で、発議第7号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ご苦勞さまでした。議席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第7号 下田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第8号～発議第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により発議第8号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書の提出について、発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書の提出について、発議第10号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について、以上3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

2番。

〔 2 番 藤井六一君登壇 〕

2 番（藤井六一君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書 3 件につき、順次ご説明させていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては一括して最後にご報告させていただきます。

発議第 8 号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99 条の規定により、高速道路原則無料化の撤回を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官に提出するものとする。

平成 21 年 12 月 17 日提出。

提案理由。

高速道路原則無料化の撤回を求めるため。

高速道路原則無料化の撤回を求める意見書。

政府は高速道路原則無料化の方針を打ち出し、国土交通省では段階的な無料化に向けた社会実験経費 6,000 億円を平成 22 年度予算概算要求のなかに盛り込みました。

しかしながら、鉄道、フェリー、バス業界などから「客離れが進む」との懸念が示されています。特に地域の公共交通を支えるバス業界にとっては、無料化による影響で経営が危うくなり、地域のバス交通網縮小につながる可能性が高く、また、鉄道の経営悪化を招く恐れもあります。その結果、自家用車を利用できない多くの「交通弱者」を生み出すことは明らかです。

政府が目指す無料化による経済活性化についても、高速道路利用で地方の買い物客が都市部に流入し、結果的に地域間格差の拡大を助長しかねず、地域経済の活性化にはつながりません。

また、地方では高速道路建設は途上にあり、原則無料化の結果、高速道路をはじめ地域にとって必要な道路整備事業の予算確保が困難になることは明らかです。

さらに、政府の温室効果ガス排出削減方針とも大きく矛盾し、旧道路公団の債務返済についても国民負担が増大することは明らかであり、高速道路の原則無料化には国民の 6 割以上が高速道路の原則無料化に反対しているとの調査もあります。

よって、国会および政府におかれては、高速道路原則無料化の方針を撤回されることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月17日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理・国家戦略担当大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣、内閣官房長官に提出するものとする。

平成21年12月17日提出。

提案理由。

農山漁村の多面的機能を維持・向上させるため。

農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書。

わが国の農山漁村は安心・安全な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮しています。

しかしながら、こうした地域においては、高齢化の進行、担い手や就業機会の不足、生活環境の整備の遅れなどにより、耕作放棄の深刻化などが顕著になっています。このまま放置すれば、農山漁村の多面的機能が失われ、国民すべてにとって大きな損失が生じることが強く懸念されています。

よって、国会および政府におかれては、農山漁村の多面的機能を維持・向上させるため、以下の施策の推進を図られることを強く求めます。

記。

1．条件が不利な状況にある中山間地域における農業生産の維持を図り、農山村の多面的機能を確保するための「中山間地域等直接支払制度」を充実・強化すること。

2．中山間地域の住民生活に大きな影響を及ぼす有害鳥獣の被害を解消するため、捕獲体制の強化、被害防除、生活環境管理などの対策を強化すること。

3．木材の利用を拡大するとともに、健全な森林の整備・保全を進めて「美しい森林（森）づくり」を展開するため、必要な財源を確保すること。

4．今年度で期限が切れる離島漁業再生支援交付金の継続など、水産業・漁村の持つ多面的機能の維持・増進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月17日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第10号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労大臣に提出するものとする。

平成21年12月17日提出。

提案理由。

保険でよい歯科医療が提供できるよう求めるため。

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書。

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOL（生活の質）を向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが「8020運動」によって実証されている。

しかしながら公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し保険で歯科診療を受けにくくなっている。さらにインターネットによる調査では、不景気を理由に今後歯科の「受診頻度を減らす」「全く行かない」との回答が34%となっている。同調査では不景気の「家計への影響が非常に大きい」との回答者による受診抑制は、内科の34.2%に対し、歯科は48.6%と群を抜いている。（2009年2月、コムネット調査）

また歯科の診療報酬も昨年引き上げられたとはいえ、過去3回のマイナス改定を補うものではなく、新たな包括拡大によって点数が引き下げられた項目もあり医院経営改善に結びつくものではない。

さらに歯科医師はじめ歯科衛生士、歯科技工士の労働環境は大変厳しく各地の歯科衛生士、歯科技工士養成所では廃校、定員割れが起きているほか、私立歯科大・歯学部では今年度6割が定員割れとなっている。このまま事態を放置すれば、歯科医療の崩壊を招きかねず、多くの国民の健康保持に支障をきたし、国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から国においては歯科医療費の総枠を拡大し、患者負担を引き下げ保険でよい歯科医療が提供できるよう下記事項の実現を強く要望する。

記。

- 1．患者窓口負担を軽減すること。
- 2．良質な歯科医療が提供できるように診療報酬を改善すること。
- 3．クラウン・ブリッジなど補綴の保険外しを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月17日。

静岡県下田市議会。

以上、意見書3件、提出者、下田市議会議員 藤井六一。以下敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく田坂富代、同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 発議第8号から発議第10号について提出者の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を許します。

まず、発議第8号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、発議第10号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

発議第8号から発議第10号に対する質疑が終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでございました。

まず、発議第8号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第8号 高速道路原則無料化の撤回を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第9号 農山漁村の多面的機能を維持する施策の推進を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第10号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第10号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これをもって平成21年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時20分閉会